

償還払いの場合

①本事業の対象となるかを確認

京都市内に住民登録があり、常時人工呼吸器を使用(※)している。

※次のいずれかに該当する方が対象

- ・特定医療費(指定難病)受給者証に人工呼吸器使用の記載がある。
- ・小児慢性特定疾病受給者証に人工呼吸器使用の記載がある。
- ・身体障害者手帳の呼吸器機能障害の1級である。
- ・かかりつけ医の意見書で常時使用の証明がある。



②購入する用品の選定

かかりつけ医などと相談し、購入する用品を決める。



③販売店で見積書の作成を依頼

②で決定した用品の見積書を作成してもらう。



④申請

申請に必要な書類を申請先へ郵送する。



⑤補助の決定

京都市から申請者へ補助金交付決定通知書を送付する。



⑥用品の購入

③の販売店で代金を支払い、用品を購入する。



⑦実績報告

補助金実績報告書と領収書等を申請先へ郵送する。



⑧補助金額の確定

京都市から申請者へ補助金額決定通知書を送付する。



⑨補助金の請求・支払

請求書を申請先へ郵送する。

その後、京都市から補助金を指定口座に振り込む。

代理受領払いの場合

①本事業の対象となるかを確認

京都市内に住民登録があり、常時人工呼吸器を使用(※)している。

※次のいずれかに該当する方が対象

- ・特定医療費(指定難病)受給者証に人工呼吸器使用の記載がある。
- ・小児慢性特定疾病受給者証に人工呼吸器使用の記載がある。
- ・身体障害者手帳の呼吸器機能障害の1級である。
- ・かかりつけ医の意見書で常時使用の証明がある。



②購入する用品の選定

かかりつけ医などと相談し、購入する用品を決める。



③販売店で見積書の作成を依頼

京都市と代理受領契約を締結している販売店に②で決定した用品の見積書を作成してもらう。



④申請

申請に必要な書類を申請先へ郵送する。



⑤補助の決定

京都市から申請者へ補助金交付決定通知書と交付券を送付する。



⑥用品の購入

③の販売店に交付券を渡し、自己負担金がある場合は代金を支払って、用品を購入する。



⑦実績報告

補助金実績報告書と納品書等を申請先へ郵送する。



⑧補助金額の確定

京都市から申請者及び②の販売店へ補助金額決定通知書を送付する。



⑨補助金の請求・支払

③の販売店が請求書を申請先へ郵送する。

その後、京都市から補助金を指定口座に振り込む。